香港特別行政区投資環境

2025年3月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査部

ともに挑む。ともに実る。





I.基礎情報

- 【 I 1 】アジア主要国・地域経済指標
- 【 I 2 】 基礎データ・概況
- 【 I 3 】経済
- 【 I 4 】経済・産業の特徴
- 【 I 5 】 経済情勢
- 【 I 6 】 政治情勢
- 【 I 7 】課題
- 【 I 8 】直接投資動向
- 【 I-9】変化する香港の投資ポテンシャル

Ⅱ.投資関連情報

- 【Ⅱ-1】香港の税制
- 【Ⅱ-2】投資コスト

Ⅲ. 拠点設立

- 【Ⅲ-1】香港への進出形態
- 【Ⅲ-2】駐在員事務所設立フロー
- 【Ⅲ-3】支店設立フロー
- 【Ⅲ-4】現地法人設立フロー
- 【Ⅲ-5】撤退

Ⅳ. 規制等

【Ⅳ-1】香港の為替管理制度

Ⅴ. その他(トピックス等)

- 【V-1】李家超(ジョン・リー)行政長官の施政報告
- 【V-2】大湾区構想
- 【Ⅴ-3】イノベーション都市をめざす香港
- 【V-4】2024年の動き

I.基礎情報

Ⅱ.投資関連情報

Ⅲ. 拠点設立

Ⅳ. 規制等

Ⅴ.その他(トピックス等)



国・地域名	香港	日本	中国	韓国	台湾	シンガポール
人口 (百万人)	7.5	124.5	1,409.7	51.7	23.3	5.9
名目GDP (億米ドル)	3,808	42,198	177,580	18,391	7,557	5,014
実質GDP成長率 (前年比)	3.3	1.7	5.3	1.4	1.3	1.1
一人あたりGDP (米ドル)	50,587	33,899	12,597	35,563	32,404	84,734
2024年GDP成長率見込み	3.2	0.3	4.8	2.5	3.7	2.6
信用格付(S&P) as of Sep 2024	AA+	A+	A+	AA	AA+	AAA
国・地域名	マレーシア	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	インドネシア
国・地域名 人口(百万人)	マレーシア 33.1	タイ 70.2	ベトナム	フィリピン	インド 1,428.6	インドネシア 278.7
人口 (百万人)	33.1	70.2	100.3	111.9	1,428.6	278.7
人口 (百万人) 名目GDP (億米ドル)	33.1 3,997	70.2 5,148	100.3 4,337	111.9 4,371	<i>1,428.6</i> 35,676	278.7 13,712
人口 (百万人) 名目GDP (億米ドル) 実質GDP成長率 (前年比)	33.1 3,997 3.6	70.2 5,148 1.9	100.3 4,337 5.0	111.9 4,371 5.5	<i>1,428.6</i> 35,676 8.2	278.7 13,712 5.0

(注1) 数値は2023年ベース/2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい S&P格付定義: A格

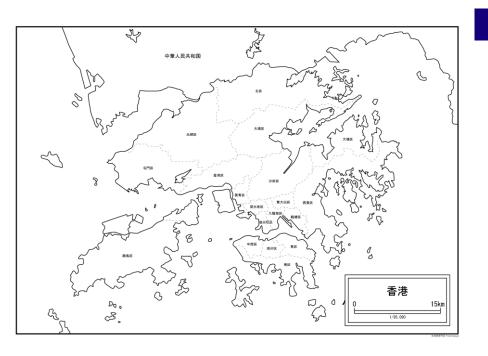
> 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い BBB格

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する

能力が不十分となる可能性がある

(注2) S&P信用格付については2024年9月30日時点

(出所) IMF - World Economic Outlook Database October 2024 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成



香港基礎データ

【人口】 約750万人(2023年、香港政府統計処)

【面積】 約1,110K㎡(東京の約半分)

広東語、英語、北京語(2021年、香港政府統計処)

中国系(92%)(2021年、香港政府統計処) 【民族】

【宗教】 仏教、道教、キリスト教等(2022年、外務省)

【通貨】 香港ドル

【政体】 中華人民共和国香港特別行政区

行政長官:李家超(ジョン・リー)

議会制度:立法会

【GDP】名目: 3.835億米ドル(2023年)

一人あたり: 50.889米ドル(2023年、香港貿易発展局)

【実質GDP成長率】 3.3%(2023年、香港政府統計処)

【主要産業】 金融業、不動産業、観光業、貿易業

香港概況

- 正式名称は「中華人民共和国香港特別行政区 |
- 1997年まで英国植民地だったが、同年7月1日に中国に返還。一国二制 度下で50年間は現状維持(2047年には「一国一制度」に)
- レッセフェール(政府の積極的不介入)の経済政策によって成長
- コモン・ロー (慣習法)を踏襲する「香港特別行政区基本法」に基づく 司法制度を導入。外交と軍事は、中国中央政府が責任を有する

(出所) 外務省、JETRO、IMFより みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 香港の特徴として①アジア屈指の国際都市、②税制、③人民元オフショアセンター等が挙げられる
- 2020年に国家安全維持法が施行されて以降、政治の中国化が進行する一方、経済面における独自性 は維持する方針を示しており、国際金融センターおよび中国へのゲートウエーとしての機能は、維 持・強化されているといえる

1.アジア有数の国際都市。経済の90%以上が第三次産業(サービス業)

- アジア有数の金融都市、国際金融センター 世界金融センター指数は、2020年にはデモの影響により6位に下落するも、2025年1月現在はニューヨーク、ロンドンに次ぐ第3位
- アジアの物流ハブ 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング世界第10位を2024年も維持

2. ビジネスに有利な税制

- 法人(8.25%・16.5%の2段階)・個人(2~17%の累進課税)とも低い所得税率
- 配当課税・キャピタルゲイン課税・受取利息課税・関税(一部除く)ともゼロ(外国源泉所得は、条件を満たせ ば免税となるポリシー)

3. 人民元オフショアセンター

- 人民元の規制緩和を先行的に享受
- 2010年に人民元建て貿易決済のオフショアセンターとしての地位を確立。中国本土外での人民元決済・運 用・調達がほぼ全面自由化された、唯一の地域

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

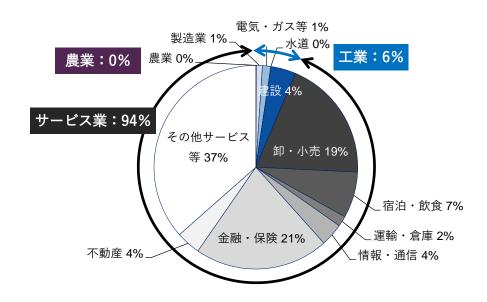
- サービス業が付加価値生産額の9割以上を占める。卸・小売業と金融・保険業の比率が特に高い
- 製造業の比率は極端に低い。農業はほぼ存在しない

産業別GDP構成比(2011年と2022年の比較)

2011年

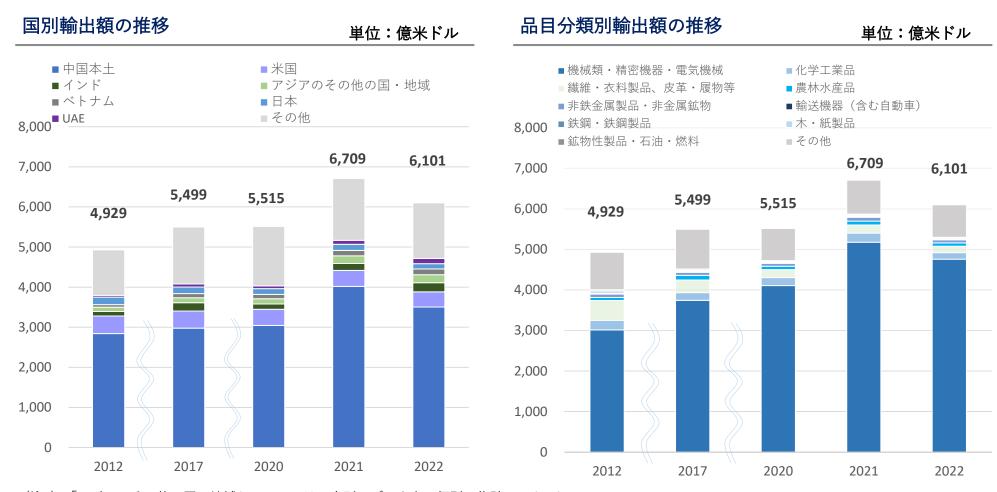
電気・ガス等 2% 農業:0% 水道 0% 農業 0% 工業:13% サービス業:87% 建設 3% その他サービス 卸・小売 26% 等 32% 金融・保険 不動産 6%. 、 一宿泊・飲食 6% 16% _運輸・倉庫 3% 情報・通信 3%

2022年



(出所) ADB Key Indicatorsより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 国・地域別では、中国本土が全体の半分以上を占める
- 主力の輸出品目は機械類・精密機器・電気機械。輸出の98%以上を再輸出が占める特殊な構造を有する



(注1) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む

(注2) 品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

輸出額の内訳(国別×品目分類別)

単位:億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油 ・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・ 鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国本土	64.8%	51.2%	64.6%	26.1%	24.9%	41.3%	73.7%	60.7%	35.0%	42.2%	3,504
米国	1.9%	2.8%	4.2%	15.7%	14.9%	4.6%	3.6%	5.5%	8.2%	9.6%	380
インド	0.3%	0.5%	1.1%	2.0%	0.8%	2.8%	1.1%	3.1%	0.6%	9.1%	225
アジアのその他の 国・地域	4.3%	3.4%	2.0%	1.4%	3.5%	3.2%	1.9%	3.4%	1.8%	3.0%	201
ベトナム	2.0%	0.4%	3.1%	7.3%	5.4%	10.5%	2.5%	2.4%	3.3%	1.0%	145
日本	0.9%	12.4%	1.9%	1.7%	3.4%	1.5%	1.4%	2.2%	6.2%	1.8%	131
UAE	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	1.0%	0.2%	0.1%	2.1%	1.1%	3.6%	130
その他	25.4%	29.1%	22.8%	45.4%	46.1%	36.0%	15.6%	20.6%	43.8%	29.8%	1,386

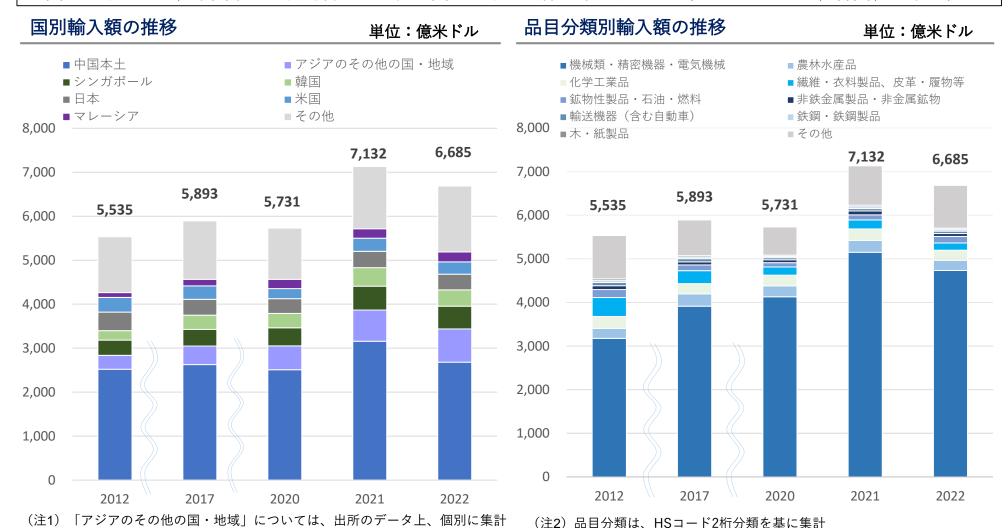
品目分類別総額 (億USD)	86	8	160	17	157	18	72	4,759	20	802	6,101
-------------------	----	---	-----	----	-----	----	----	-------	----	-----	-------

⁽注1) 各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

⁽注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む 品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 主力の輸入品目は機械類・精密機器・電気機械。国内消費のほか、第三国・地域へ再輸出する用途
- 国・地域別では、中国本土と台湾含むその他の国・地域で全体の半分以上占め、シンガポール、韓国、日本が続く



(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む

輸入額の内訳(国別×品目分類別)

単位:億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油 ・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼 製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国本土	33.5%	47.4%	26.1%	70.9%	47.1%	45.0%	45.5%	44.2%	32.4%	22.1%	2,680
アジアのその他の 国・地域	1.9%	2.2%	4.7%	2.8%	1.8%	4.1%	3.6%	15.0%	1.1%	2.1%	758
シンガポール	1.8%	14.8%	5.4%	0.7%	0.8%	1.2%	1.1%	9.5%	2.6%	2.0%	515
韓国	1.9%	7.5%	18.4%	2.3%	2.8%	2.0%	7.9%	6.1%	4.2%	1.2%	373
日本	7.1%	2.9%	10.2%	4.8%	2.3%	6.9%	9.0%	4.6%	12.0%	7.3%	353
米国	6.7%	0.1%	9.3%	3.9%	1.6%	1.6%	9.5%	3.4%	5.3%	7.3%	282
マレーシア	1.2%	8.9%	1.2%	1.1%	0.3%	10.4%	1.8%	4.2%	0.8%	0.2%	226
その他	45.9%	16.3%	24.7%	13.4%	43.4%	28.8%	21.5%	13.0%	41.7%	57.6%	1,496

品目分類別総額 (億USD)	237	152	231	24	163	43	65	4,731	57	982	6,685	
-------------------	-----	-----	-----	----	-----	----	----	-------	----	-----	-------	--

(注1) 各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(注2)「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む 品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

- 主要産業は、金融・保険、観光、貿易・物流・不動産などのサービス業が主体の経済構造
- アジアの中心という地理的優位性、高度なインフラを背景に金融業、貿易業が主要産業として成長

主要産業

金融・保険

- 国際金融センターとしての地位を確立
- ✓ シンガポールと双璧をなすアジアで有数の巨大な国際金融セ ンターとして発展
- ✔ 低法人税率、少ない規制、洗練された法制度、高度なインフ ラ等が、金融センターとしての基盤となっている
- ✓ 特に、中国本土企業の外貨調達基地としての株式市場の重要 性は突出している

旅行関連(小売・飲食・宿泊等)

- 2024年の年間観光客数は前年比31%増の4,450万人に達した。内 訳としては中国大陸が約27%増となる約3.404万人、その他の地 域からが約44%増の約1.046万人と、中国大陸からの観光客が約8 割を占める
- 一方で、コロナ禍前の水準には(2018年:6.515万人)回復しな い点や消費低迷から新たな観光客の誘致策も打ち出している
- ✓ 香港の「美食の都」としての地位強化
- ✓ 中東、ASEAN諸国・地域の観光客の開拓
- ✓ 酒類の関税引き下げ

貿易・海運

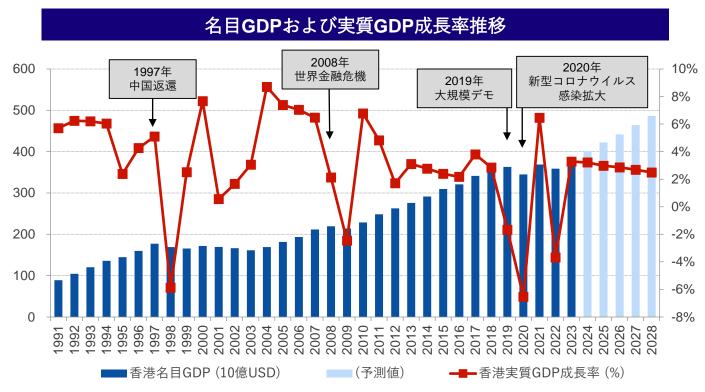
- 英領時代から自由貿易港として発展、伝統的な主要産業
- ✓ 貿易の主流となっているのは中継貿易
- ✓ 貨物は当地を経由せず、書類審査や決済のみを行う、いわゆ るオフショア貿易も盛ん
- ✓ 商社や海運企業のみならず、多数のメーカーが貿易・物流機 能を統括する拠点を設置している

不動産

- 多数の財閥系企業が参入
- ✓ 財閥系企業の活動が目立っており、これらの企業は中国本土 の不動産開発にも進出している
- ✓ 中国経済の低迷や国家安全条例の施行による外資企業の流出 懸念などで2024年9月にはオフィス空室率が過去最高の 14.8%に達し、賃料は2019年のピーク時から40%下落。一方、 中国本土と香港で経済の回復が続いた場合は、低金利や中国 の金融緩和策を背景に、オフィス需要が伸長する可能性もあ るとの予測がされている

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 1997年7月1日に中国返還。その直後のアジア通貨危機に加え、ITバブル崩壊(2001年)、急性重 症呼吸器症候群(SARS、2003年)、世界金融危機(2008、2009年)等の難局を乗り越え、2018 年まで経済は総じて順調に成長
- 2003年に中国本土との間で経済緊密化協定を締結。以後、本土との中継貿易、本土からの旅行者 の流入、本土企業の香港取引所上場等、香港と本土間の経済関係の緊密化が経済成長の大きな原動 力となった。少子高齢化および2019年の大規模デモ、2020年の新型コロナウイルス感染拡大等の 影響で成長率は低下したが、徐々に回復傾向にあり、2023年は2年ぶりのプラス成長を記録した

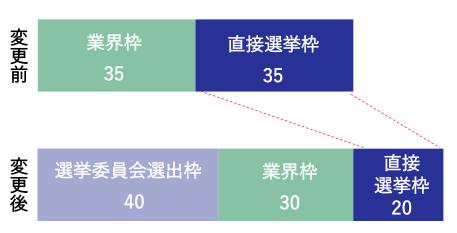


(出所)IMF - World Economic Outlook Database October 2024 Editionより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2021年3月に中国全国人民代表大会にて香港の選挙制度の見直し案を全会一致で可決して以降、 香港の選挙制度には変化が生じている

年月	主な出来事
2021年 3月	● 中国全国人民代表大会にて「愛国者による香港統治」の実現に向け香港の選挙制度の変更方針決定
2021年 5月	 香港立法会が選挙制度見直しに関する条例案を可決 立法会議員の定数を70から90に増加 選挙委員会選出枠を復活。直接選挙枠は35から20に縮小 新たに設けられる「資格審査委員会」が、選挙委員会、行政長官、立法会議員の候補者の事前審査を行う仕組みの導入
2021年 12月	● 選挙制度変更後初となる立法会議員選挙実施● 90席中89席を「建制派」と呼ばれる親中派が 議席を独占
2022年 5月	● 第6回行政長官選挙にて李家超(ジョン・ リー)前政務長官が当選● 得票率は過去最高となる99%を記録
2023年 12月	● 区議会議員選挙の実施、結果は親中派が議席をほぼ独占● 投票率は27.54%と、過去最低を記録。2019年時の71.2%から大幅低下

立法会議員の内訳推移



選挙委員会の内訳



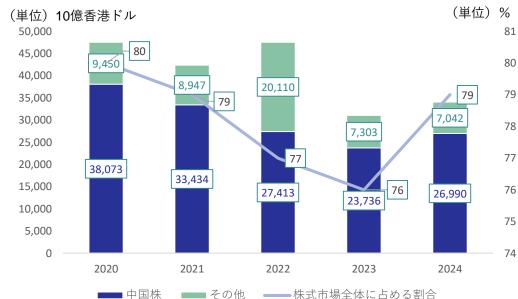
(出所) 各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 輸出、旅行サービス、香港取引所での域外上場企業等で中国本土の存在感は圧倒的。本土経済が変 調をきたせば、香港経済は深刻な打撃を受ける構造
- 為替制度が対米ドルの実質ペッグ制であるため、上述のように中国本土経済が不振に陥っても、金 融政策は発動できず
- 新型コロナウイルス感染拡大による中国本土からの旅行者をはじめとするインバウンド需要低下に より、個人消費やサービス輸出が大幅に低迷したものの、2023年以降回復傾向
- 香港取引所において2024年12月時点、上場企業数の約56%、時価総額ベースの約79%、IPO調達額 の約87%を中国本土企業が占める

香港を訪問した旅行者の構成と推移

(単位) 万人 ■中国本十 ■その他地域 1,403 1,388 1,214 1.355 1,046 4,725 4,584 4,278 4,445 4,377 4,075 2,676 23 38 2017 2023 2024 2014 2015 2016 (出所) 香港観光局より みずほ銀行国際戦略情報部作成

香港取引所の時価総額と中国本土関連株シェア

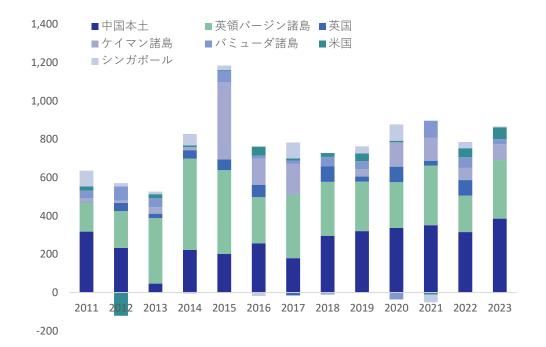


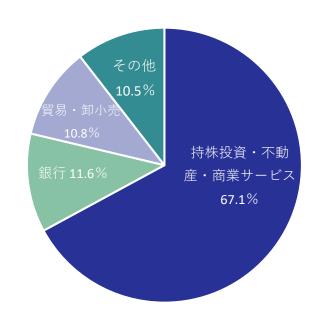
- 国・地域別で対内直接投資のフローをみると、中国本土、タックスへイブン等が上位を占める
- 業種別で対内直接投資のフローをみると、持株投資・不動産・商業サービスが7割を占め、続いて 銀行、貿易・卸小売となっている

世界からの直接投資フロー(国・地域別推移)

業種別フローの内訳(2023年)

(単位) 億香港ドル



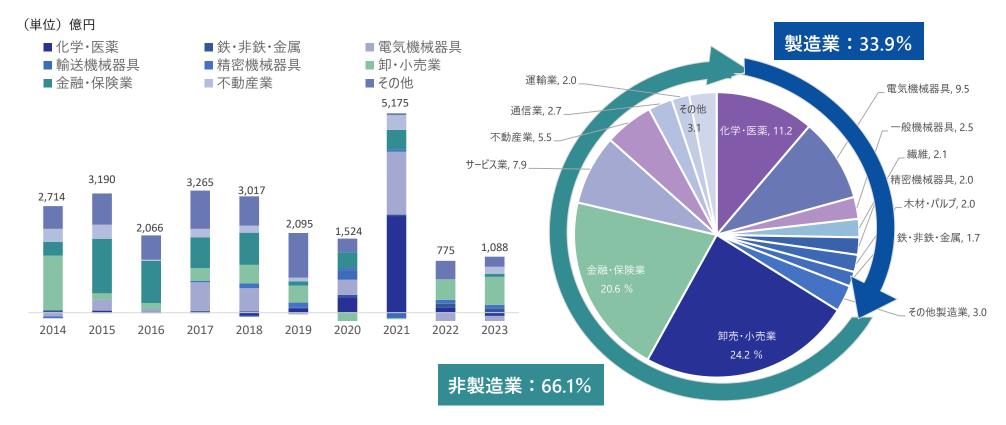


(出所) 香港政府統計処より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 従前より非製造業が主要となっているが、2017年以降は電気機械等、製造業投資も一定の割合で 増加
- 直接投資残高では非製造業が卸・小売業と金融・保険業で全体の4割を占めている

日本から香港への直接投資フロー額の推移

業種別対外直接投資残高(2023年末)



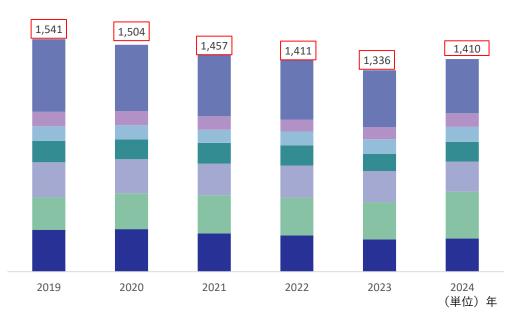
- 外資企業数は過去最多を記録するも投資元の国・地域に変化が生じる
- 外資企業数は中国本土を含め、2024年12月時点で9,960社と過去最高を記録した中国本土は443社増の2,620社で引き続き最多となる一 方、2位は日本(27社増の1,430社)、3位は米国(117社増の1.390社)
 - 香港およびその他の拠点を管轄する権限を有する「総括事務所」は1,410社(前年比5.5%減)、域内の拠点を運営または調整する機 能を有する「地域事務所」は2.410社(4.3%減)、域内の業務を担当する「現地拠点」は6.140社(14%増)と昨年比で増加している
 - 欧米企業が減少する状況下、中国本土企業の存在感が一層高まっているのが特徴。 特に「総括事務所」は中国本土系が2019年比で 43.5%増と大幅上昇。一方で欧米企業は米国(2019年比20.9%減)やイギリス(7.8%減)フランス(6.3%減)など主要国の減少が 目立ち、日本も2019年の総拠点数は1.430社と2019年(1.413社)より増加傾向になりますが、地域統括本部企業に関しては13.8%減 少している

在香港外国企業数(国・地域、種類別 2024年)

国・地域	計	前年比			地域事		香港	事務所 前年比
中国本土	2,620	443	310	63	420		1,880	274
日本	1,430	27	200	- 6	420	79	810	24
3米国	1,390	117	220	6	430	-210	740	100
 英国	720	79	130	15	190	-52	400	70
				8		-23		39
				4				43
						-		38
								5
								22
				- 1				23
·								
	中国本土	中国本土 2,620 2日本 1,430 3米国 1,390 5英国 720 5シンガポール 520 6ドイツ 470 7台湾 410 7フランス 350 7スイス 290 7クリア 200 7の他 1,560	前年比 中国本土 2,620 443 2日本 1,430 27 3米国 1,390 117 3英国 720 79 5シンガポール 520 43 5ドイツ 470 44 7台湾 410 46 3フランス 350 4 9スイス 290 30 1イタリア 200 34 その他 1,560 -	中国本土 2,620 443 310 2日本 1,430 27 200 3米国 1,390 117 220 英国 720 79 130 5シンガポール 520 43 50 5ドイツ 470 44 100 7台湾 410 46 30 3フランス 350 4 90 3スイス 290 30 60 1人タリア 200 34 40 その他 1,560 - 180	前年比 前年比 前年比 前年比 中国本土 2,620 443 310 63 7 200 6 7 200 6 7 200 6 7 200 6 7 200 6 7 200 6 7 200 7 200 6 7 200 7 200 7 200 7 200 7 200 7 200 30 60 9 20 20 20 20 20 20 20	前年比 前年比 前年比 前年比 中国本土 2,620 443 310 63 420 720 730 7420 7	前年比 前年比 前年比 前年比 前年比 前年比 中国本土 2,620 443 310 63 420 220 220 2日本 1,430 27 200 6 420 79 3米国 1,390 117 220 6 430 -210 2	中国本土 2,620 443 310 63 420 220 1,880 日本 1,430 27 200 6 420 79 810 3米国 1,390 117 220 6 430 -210 740 英国 720 79 130 15 190 -52 400 5シンガポール 520 43 50 8 90 -23 380 5ドイツ 470 44 100 4 130 -67 240 7台湾 410 46 30 5 100 28 280 3フランス 350 4 90 9 100 -65 170 9スイス 290 30 60 9 80 -16 150 9スイス 290 30 60 9 80 -16 150 9 スクリア 200 34 40 1 70 -7 100 その他 1,560 - 180 - 380 - 990

統括事務所数の内訳と推移

■米国 ■中国本十 ■日本 ■英国 ■ドイツ ■フランス ■その他



(出所) 香港政府統計処より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 中国本土との関係を密接化する一方、地理的優位性をいかし、継続して国際金融、物流、貿易セン ターとしての地位を高める方針は不変
- 人材流出や消費停滞が深刻化する状況下、中国本土との経済融合政策の推進が注目される

投資における魅力

高い経済自由度	レッセフェール(自由放任 主義)で知られる。原則、 外資規制はない
貿易・物流の中心地	英領時代からの自由貿易 港。現在は広東省の玄関口 として機能
国際金融の中心地	金融ハブ、とりわけ株式取 引の中心地として知られる
インフラ完備	効率的で革新的な産業イン フラの確立
中国本土との関係密接化 による新たな市場	北部都会区、広東・香港・マカオグレーターベイエリア等、中国本土との関係密接化による新規ビジネスのチャンス

投資における留意点(課題)

労働コスト	高い技術、技能を有する労働力の確保に一定のコスト がかかる
事業コスト	事業コストは一般に高く、 とりわけ不動産賃料は世界 屈指の高水準とされる
貿易依存度型経済	輸出に大きく依存する経済 構造
狭小の域内市場	土地が小さく、人口も少な い
中国本土経済への依存	中国本土との政治的・経済 的な一体化による中国経済 の影響力が従前よりも高い

(出所) 香港政府統計処より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

I.基礎情報

Ⅱ.投資関連情報

Ⅲ. 拠点設立

Ⅳ. 規制等

Ⅴ.その他(トピックス等)

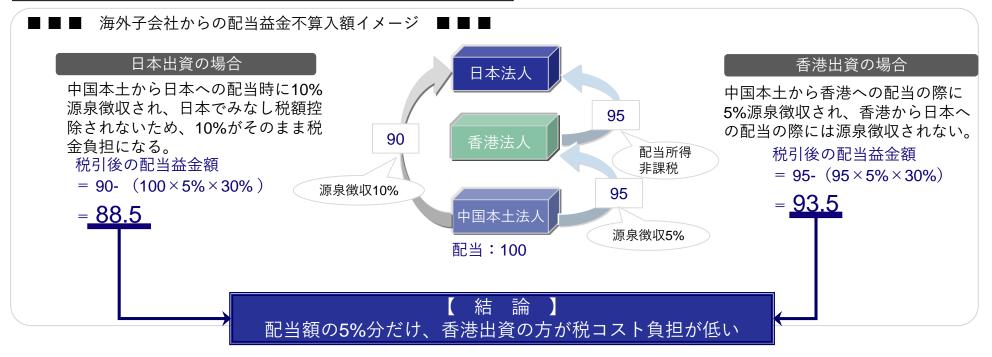


- 香港の代表的な税率は右の通り
- 香港の税法では、オフショア損益(香港外の事 業活動で発生、香港外に源泉がある所得)、 キャピタル損益、受取配当金等が非課税
 - ▶ 香港を持株会社とすることで、中国本土や海外子会 社から日本本社への配当にかかる税コストを圧縮で きるメリットも(下記参照)。ただし、香港現地法 人が実体を持つこと(居住者証明書の取得)および 中国税務当局の承認が必要

香港の代表的な税金とその税率



(※) 売上200万香港ドル以下の会社の場合、8.25%の優遇税制適用 制度あり



(出所) 財務省ウェブサイト他より みずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

IJ	〔目	香港	中国本土 (一部地域を除く)	シンガポール
	企業所得税	8.25% ¹ /16.5%	25%	17%
	配当課税	0%	総合課税	0%
	キャピタルゲイン課税	0%	総合課税	0%
4光生!!	受取利子への課税	0%	あり	0%²
税制	関税	0%³	あり	免税 ⁴
	消費税(増値税)	0%	13%、9%、6%	7%
	個人所得税	2~17%の累進課税	3〜45%の累進課税	2〜22%の累進 課税
\	利子	0 % ⁵	10%	10%
源泉税 (対日本)	配当	0 % ⁵	10%	0%
(VI) HITT	ロイヤリティ	4.95% ⁶	10%	10%

- (注1)金融統括会社としての適用を受けた場合、税率が低減。また、2018/2019年財政年度より、会社の利益額のうち200万香港ドル以下の部分の法人税率 を8.25%に低減
- (注2) 支払利息の場合、源泉税あり。FTC (Foreign Tax Credit) の場合は免除可能性あり
- (注3) 一部アルコール、煙草等に物品税あり
- (注4) 石油製品、車両、酒、煙草を除く
- (注5) 国外源泉所得非課税制度(FSIE税制)の2022年度修正法案により、規定の要件を満たさない場合は課税の可能性あり
- (注6) 送金者と受取人が関係者でない場合 法人2.475%、個人2.25%(課税利益が200万香港ドル以下の場合) あるいは法人4.95%、個人4.5%(同利益が200万香港ドル超の場合)

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ 上海と比較した場合、香港およびシンガポールは人件費・賃料とも高め

		都市名・調査時期		
(単位:USD)	香港 (2023年9月)	上海(中国本土) (2023年9月)	シンガポール (2024年10~11月)	
ワーカー (一般工職) 製 (月額)	2,138	832	2,195	
製 (月額) 世間管理職 (課長クラス) (月額)	4,889	2,217	4,909	
非 製 (月額) 造 マネージャー(課長クラス) 業 (月額)	2,639	1,291	3,094	
造 マネージャー(課長クラス) 業 (月額)	4,556	2,625	5,585	
法定最低賃金	5.10/時	3.34/時	_	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の1.90ヵ月分	基本給の2.24ヵ月分	基本給与の2.32カ月分	
社会保険負担率	事業主負担率5% 従業員(本人)負担率5%	雇用者負担率:32.66%~36.02% 被雇用者負担率:15.5%~17.5%	雇用者負担率:17% 被雇用者負担率:20%	
名目賃金上昇率	2021年:1.5% 2022年:2.3% 2023年:3.0%	2020年:7.9% 2021年:10.2% 2022年:6.9%	2021年:3.9% 2022年:6.5% 2023年:5.2%	
工業団地(土地)購入価格 (1平方メートルあたり)	3,451~10,981	188~208	26(チャンギ・サウス) 49(アンモキオ第2工業団地)	
事務所賃料(1平方メートルあたり、月額)	28~375	39	73~90	
市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 (1平方メートルあたり、月額)	247	52	105~137	
駐在員用住宅借上料(月額)	2,550	2,368	4,914~7,020	

- I.基礎情報
- Ⅱ. 投資関連情報
- Ⅲ. 拠点設立

Ⅳ. 規制等

Ⅴ.その他(トピックス等)



外資系企業による香港への進出形態は以下の通り

拠点形態	Pros	Cons
駐在員事務所 (Representative Office / Liaison Office)	● 香港での経費は本社負担● 会計監査を受ける義務なし● 開設・閉鎖が比較的容易	■ 営業活動不可✓ 売買契約等一切不可能✓ 本社のための市場調査・連絡業務のみ可能
支店(Branch)	■ 営業活動可● 会計監査を受ける義務なし■ 契約締結の制限なし	事業所得税の申告を行う毎年、登記局へ本社決算書を提出訴訟の際、本社も対象となる可能性あり
現地法人	● 日本の課税対象外*ただし、タックスへイブン対策税制の適用を受ける可能性があり、留意が必要● 訴訟時に本社は関与しない	● 会計監査を受ける義務あり● 事業所得税の申告を行う● 清算に時間を要する

- 主な必要書類
 - ✓ 申請書 (IRD Form 1B)
 - 香港の事務所住所・代表駐在員氏名・肩書の記入要
 - 本社の代表(director/manager/secretary) 1名のサインが必要
 - ✓ 本社の設立証明書(日本の場合、登記簿謄本)とその英訳または中国語 訳の認証謄本(本社代表のサイン要)
- 政府費用(2025年2月現在)
 - ✓ 商業登記費用: 1年有効商業登記証 2.200香港ドル

3年有効商業登記証 5,870香港ドル

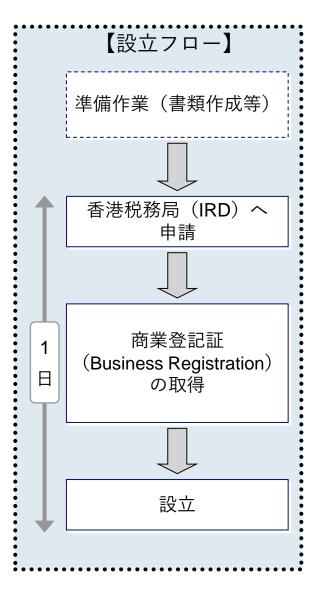
(いずれかを選択)

- 手続き (注1)
 - 税務局(IRD)へ上記の申請必要書類を提出し、申請費用を納付
 - 商業登記証(Business Registration Certificate, BR)を受領(当日発行)

(注1):事前準備(資料準備等)を除く

(注2) : 留意点

- 会社登記所に登記するのではなく、税務局に事業登記のみを行う
- 駐在員事務所および現地法人にかかる商業登記費用は年度により変更になる場合あり
- 駐在員事務所の場合でも、毎年の税務申告が必要(課税所得がない旨を申告)
- 税務申告にかかる詳細の問い合わせ先:IRDの会社登記窓口へ



(出所) 香港会社登記所、税務局等より みずほ銀行香港営業第一部作成

- 主な必要書類
 - ✓ 申請書 (Form NN1)
 - 本社の会社定款とその英訳または中国語訳(公証要)
 - ✓ 本社の登記簿謄本とその英訳または中国語訳(公証要)
 - ✓ 直近の監査済み決算書(連結および単体の財務諸表)とその英訳(公証要)
 - ✓ 商業登記署への通知書 (Form IRBR2)
 - ✓ その他(本社取締役情報、支店代表者情報 等)
- 手続き (注1)
 - 1. 会社登記所(公司註冊處 = Companies Registry)へ上記申請書類を提出し、申請費用を納付
 - 既に実質稼働済みの場合、稼働(開設)から1ヵ月以内に登記が必要
 - 2. 会社登記証(Certificate of Incorporation, CI)の発行・取得 *約2週間
 - 商業登記が済んでいない場合は商業登記証(BR)も取得
- 政府費用(2025年2月現在)(注2)
 - ✓ 会社登記費用: 1,720香港ドル (設立できなかった場合、1,425香港ドルが還付される)
 - →ワンストップサービスでの登記の場合、1,545香港ドル (設立できなかった場合、1,280香港ドルが還付される)
 - ✓ 商業登記費用: 1年有効商業登記証 80香港ドル 3年有効商業登記証 358香港ドル (いずれかを選択)
 - (注1):事前準備(申請資料作成等)を除く
 - (注2):会社登記所へ納付
 - (注3) : 留意点
 - 2011年2月より実行されている会社登記と商業登記のワンストップサービスの下、会社登記の申請提出は、同時に商業登記の申請提出 とみなされる(つまり設立過程中IRDへ直接資料提出不要)
 - 事前の書類準備等に時間がかかる可能性もあるため、上記フローの所要期間はあくまで目安とされたい

【設立フロー】 準備作業(書類作成 約 会社登記所へ申請 月 (BR)取得

(出所) 香港会社登記所、税務局等より みずほ銀行香港営業第一部作成

- 香港現地法人の設立には下記2つの手法がある
 - 1. 新規設立
 - 会社登記所へ直接申請を提出し、新規法人を設立
 - 「シェルフカンパニー(Shelf Company)」の購入
 - 「シェルフカンパニー」とは売却目的のために設立されている会社で、発起人による設立手続きが既に完 了している
 - 合法的に設立された後は企業活動は行っていないので、隠れ負債等についての懸念はなし
 - 事業項目などについてもあらかじめ規定していないため、基本的に行える事業は自由
 - ・会計事務所などから譲渡を受けることが可能
 - ・新規に設立する時間がない場合には有効な手法(最速1週間で手続き可能)

(注):留意点

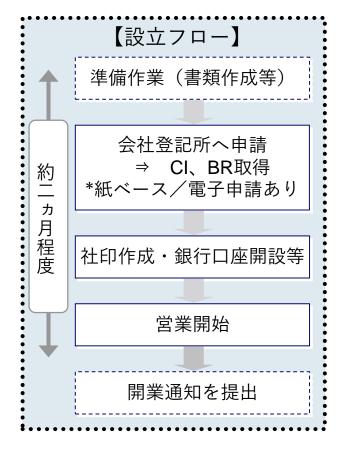
- 会社名、株主、取締役の変更など変更登録の諸費用や時間が発生する可能性あり
- 現在、会社登記と商業登記の「ワンストップ・サービス」のもと、新規設立の時間が短縮されているため、 「シェルフカンパニー|購入方式の有効性が低くなっている

■ 設立申請手続きを始める前に、下記基本事項にかかる社内決定が必要

項目	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
社名	 英語名必須(社名の最後にLimitedをつける)、中文名は任意(同、有限公司をつける) 社名決定にあたり、類似商号を事前確認 ✓ 申請後、既登録の会社から類似商号の異議申し立てがあった場合、または登記所長官が類似商号であると判断した場合は、設立証明書発行後の1年以内に商号変更を命ぜられることがある
取締役	 非上場会社の場合は1名以上、上場会社の場合は2名以上 上限人数、国籍、居住制限なし。ただし、18歳以上 公開会社を含む企業グループに属していない私的会社であれば、法人も取締役に就任可。ただし、最低1名は自然人の株主であること 3年を超える取締役の雇用に対し、株主の承認が必要 代表取締役(Managing Director)の選任は任意。香港では法的な地位ではないため、登記所では取締役としての登記のみ
最低資本金•株主	 非上場会社、上場会社とも、株主は1名以上、取締役の兼任も可 最低資本金は1香港ドル(1人1株で資本金1香港ドルの設立も可)。一般的には1株=1香港ドルが多い 登録時に納付する資本税(授権資本金の0.1%)は2012年6月1日より免除 すべての株式会社につき、株式額面価値および名目/授権資本金を排除へ
会社秘書役 (議事録等の法定書類 の作成、登記、保管を 行う)	「香港会社法(Companies Ordinance)」により、会社秘書役(1名)の選任を義務付け香港居住の個人または法人。会計事務所などに委託可能
決算期	非上場会社の場合、任意決定可。ただし、変更したい場合、税務局に理由の説明が求められ、困難決算期により、税務申告の期限が異なり、通常、12月決算は翌8月半ばまで、1~3月決算は同年11月半ばまで、それ以外は翌4月末となる

(出所) 公開情報より みずほ銀行香港営業第一部作成

- 主な必要書類
 - 1. 設立申請書(Form NNC1)
 - 申請書に記入された設立者1名の署名
 - 設立者である取締役の場合、申請書内の取締役就任書に署名 (設立者でない取締役の場合、就任書に署名、あるいは 会社設立から14日以内に同意書(NNC3)を提出)
 - 2. 定款の写し
 - 会社定款(Articles of Association)
 - 従来の会社定款はMemorandum(基本定款、会社の設立目的や資本金額など基本事項を記載)とArticles(通常定款、会社の規定を記載)の二部に分かれていたが、2014年3月の新会社法の施行により
 - Memorandumが廃止され、Articlesのみに
 - 電子申請の場合、オンライン・テンプレートに基づいて入力、 あるいは自己作成の定款を添付
 - 商業登記署への通知書(Form IRBR1)
- 手続き ※事前準備(申請資料作成やオフィス住所確定等)を除く
 - 類似商号調査
 - 会社登記所へ上記の申請必要書類を提出し、申請費用を納付
 - 会社登記証(CI)取得 商業登記証(BR)取得 *紙ベース約4営業日、電子申請約1日
 - 4. 社印作成、銀行口座開設
 - 支店長等、派遣社員のビザ申請 その他、従業員雇用など
 - 「法人業務開業通知 | (IRBR200) を業務開始後1ヵ月内にIRDへ提出



- 政府費用 会社登記所へ納付
 - ✓ 会社登記費用:1,720香港ドル (設立できなかった場合、1,425香港ドルが還付される)
 - →ワンストップサービスでの登記の場合、1,545香港ドル (設立できなかった場合、1,280香港ドルが還付される)
 - ✓ 商業登記費用: 1年有効商業登記証 2,150香港ドル 3年有効商業登記証 5.650香港ドル (いずれかを選択)

電子申請方式

- (www.eregistry.gov.hk) にて無料登録すればオンラインで申請可能
 - ・ 足元、電子申請は現地法人の設立のみ可(支店や駐在員事務所設立の場合は不可)
- ✓ 電子申請の場合、CIとBRは電子版で発行され、1日で取得可
 - 設立後、必要に応じて取得する各種証書(CI、BR等)も電子版となる。紙ベースの証書が必要 な場合は有料にて取得可
- ✓ 取締役や申請者のサインを電子サイン形式で提出できるため、時間と手間を節約可能

(注): 留意点

- 2011年2月より実行されている会社登記と商業登記のワンストップサービスのもと、会社登記の申請提出は、同時に商 業登記の申請提出とみなされる(つまり設立過程中IRDへ直接資料提出不要)
- 事前の書類準備等に時間がかかる可能性もあるため、前頁フローの所要期間はあくまで目安とされたい。

(出所) 香港会社登記所、税務局等より みずほ銀行香港営業第一部作成

香港現地法人(支店・駐在員事務所を除く)の閉鎖には、下記6つの方法あり

- (A)会社登記抹消 **Deregistration**
- (B) 株主による任意清算 **Members' Voluntary Winding Up**
- (C) 債権者による任意清算 **Creditors' Voluntary Winding Up**
- (D) 裁判所による強制清算 **Compulsory Winding Up by Court**
- (E)ペーパー会社として存続 **Shelf Company**
- (F) 休眠会社ステータスを申請 **Dormant Company**

会社は解散する

会社は<u>存続</u>する

解散方法

(A) 会社登記抹消(Deregistration)

- ✓ 手続きは非常にシンプルだが、事前に自社内で「財務諸表に動きが発生しないレベル」ま で、作業を行う必要があり
- ✓ 売買・経費ともに動きが停止している必要があり、事実上スタッフがいる場合は困難
- ✓ 所要期間は6ヵ月程度

(B)株主による任意清算(Members' Voluntary Winding Up)

- ✓ 通常、企業にとって、最も一般的な方法
- 支払い能力がある会社のみ可能。「支払能力」の定義は特に規定はなく、赤字企業であっ ても評価可能な資産があれば良い、とされる場合もあり
- ✓ 実際の「支払能力」評価作業は、会計士に依頼し作成してもらうケースが多い。
- ✓ 所要期間は、清算開始日から6~9ヵ月

(C) 債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Winding Up)

- ✓ 支払不能の状態にある会社に適用
- ✓ 株主総会および債権者集会を招集し、官報の他、中国語および英語の新聞(各1通ずつ) に公告する必要がある
- ✓ 資産および負債の状況を示す「会社業務報告書」(Statement of Company Affairs)が 作成され、指名された清算人が債務を処理する
- ✓ 所要期間は上記(B)「株主による任意清算|より長く、1年以上

(D) 裁判所による強制清算(Compulsory Winding Up by Court)

- 債権者が債務者からの債権回収を申し立て、裁判所が清算を命ずる場合
- 清算手続きは、裁判所が選任する清算人により行われる

(出所)新会社法、香港会社登記所ウェブサイト公開資料、香港公認会計士を含めた専門家の提供情報より、みずほ銀行作成

(A) 会社登記抹消 **Deregistration**

(B) 株主による任意清算 **Members' Voluntary** Winding Up

(C) 債権者による任意清算 **Creditors' Voluntary** Winding Up

(D) 裁判所による強制清算 **Compulsory Winding Up** by Court

所要期間

約6ヵ月

清算開始後、 スムーズな場合で 約6~9ヵ月

清算開始後、 スムーズな場合で 約1年~

ケース自体が 限定的なため省略

手続き完了後

厳密に言えば、 会社の存在自体は 残存(20年間)

会社の存在が消滅

会社の存在が消滅

会社の存在が消滅

債務

登記抹消後20年の間、 債権者は会社に対し 債務返済を求めることが 可能

清算後、会社が消滅する ため、債権者が債務返済を 主張することはない

(厳密には、清算後、原則2年 以内に裁判所から解散無効と されない場合)

清算後、会社が消滅するた め、債権者が債務返済を主 張することはない

清算後、会社が消滅する ため、債権者が債務返済 を主張することはない

リスク、その他

将来的なリスクあり 適用対象外のケースあり

将来的なリスクほぼなし

親会社等のレピュテーションリスクあり

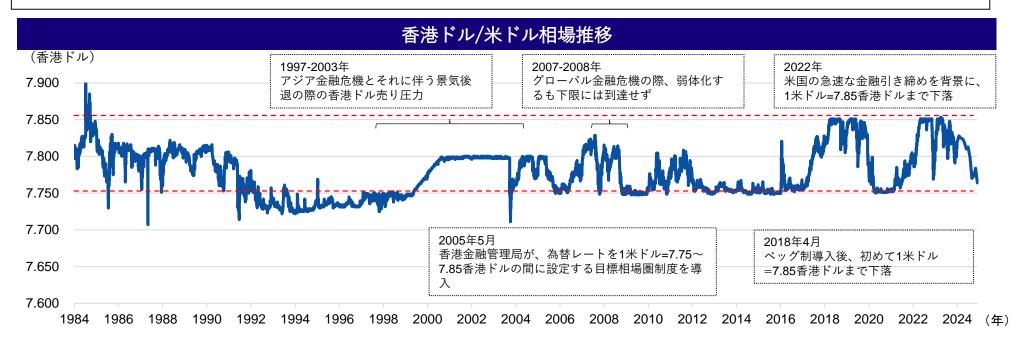
(出所)新会社法、香港会社登記所ウェブサイト公開資料、香港公認会計士を含めた専門家の提供情報より、みずほ銀行作成

- I.基礎情報
- Ⅱ.投資関連情報
- Ⅲ. 拠点設立

Ⅳ. 規制等

Ⅴ.その他(トピックス等)

- 香港における法定通貨は香港ドル(HKD)。持ち込み、持ち出し規制がなく、自由に流通できる 通貨である
- 1983年10月から米ドルペッグ制が導入され、2005年には通貨管理局兼実質的な中央銀行である HKMA(香港金融管理局)により目標相場圏制度に変更、足元で米ドルに対し7.75~7.85香港ドル間での変動が認められている。2022年は、米連邦準備理事会(FRB)の急速な利上げによる米ドルと香港ドルの金利差に着目した香港ドル売り圧力が強く、ペッグ制維持のためHKMAが3年ぶりに香港ドル買い介入に踏み切った
- 米国と歩調を合わせて香港も金利上昇・通貨高が進行する状況下、HKMA余総裁は2023年10月と 2025年1月に「香港にはペッグ制を変更する意図も必要性もなく、香港はペッグ制を守る能力を備えている」との認識を示した



- I.基礎情報
- Ⅱ.投資関連情報
- Ⅲ. 拠点設立
- Ⅳ. 規制等

Ⅴ.その他(トピックス等)

2022年7月1日に李家超(ジョン・リー)氏が行政長官に就任。2025年3月までに合計3回の施政 報告を行っている。第一回目、第二回目は国家安全維持のための法整備を中心とした内容だった が、第三回目は国家安全維持条例法案可決後の2024年10月に行われたため、低迷する消費問題 や経済対策、香港市民の生活改善を重視する政策が中心となった

李家超(ジョン・リー)行政長官 第3回目施政報告(2024年10月)				
政策	主な内容			
改革求めた変化 統治から復興へ	改革は政府の責任であるだけでなく、社会全体も一緒に参加し推進 皆が一緒に努力し改革すれば、香港は必ず復興			
「一国二制度」の着実な実行と発展	①「一国二制度」方針の全面かつ正確な貫徹 ②政府ガバナンス体制の強化			
国際金融、海運と貿易センターの地位の強化と向上	①国際金融センター:「相互連結」をさらに深めた、オフショア人民元ビジネスを拡充等 ②国際海運センター:「香港海運港湾発展局」の設立等 ③国際貿易センター:高付加価値サプライチェーンサービスセンターの構築等 ④香港国際航空ハブ化:世界屈指のエアポートシティへの発展等 ⑤国際法律・紛争解決地域センター:「香港国際法律人材養成アカデミー」を2024年正式に発足			
地域の特性に合わせた「新たな質の生産力」の発展	①国際的なイノベーションテクノロジーセンター:新産業発展戦略とシステム制度の改善 ②知的地域財産権取引センター :知識産権法整備の改善、人材育成等 ③国際医療イノベーションハブ:医薬審査制度の改革等 ④デジタル経済と実体経済の融合発展の推進:デジタルトランスフォーメーションの加速等			
国際的な高度人材のハブへ	①教育、科学技術、人材の融合発展の統合推進 ②人材の集積 ③人材育成			
文化・スポーツ・観光の発展と経済多様化に向けた促進	①中外文化芸術交流センター、文化スポーツ観光の融合発展 ②スポーツ発展の推進、国際スポーツイベント都市の建設 ③多様な経済の推進			
広東・香港・マカオグレーターベイエリア(大湾区)の連 携深化	①北部都会区の推進 ②河套深セン・香港科学技術イノベーション協力区の発展の推進 ③グレーターベイエリアの優位性を組み合わせた相互拡張			
生活の改善、幸福の増進	①住宅:持続的な速度、量、質、効率の向上 ②土地造成と居住地の発展 ③交通インフラ発展の推進 ④医療システム改革の深化 ⑤共存社会の構築 ⑥労働支援の強化 ⑦ローカーボン生活の推進			

■ 2017年7月中国国家発展改革委員会、広東・香港・マカオ政府が香港にて「広東・香港・マカオ の協力深化によるグレーターベイエリア建設の推進枠組み協定」を締結し、グレーターベイエリ ア(以下、「大湾区」)が発足した

大湾区計画にかかる主な動き

時期	内容
2017年7月	● 中国政府、香港・マカオ・広東省の各政府が、「広東・香港・マカオ協力深化による粤港澳. 大湾区建設の協力枠組み協定」締結
2019年2月	● 中国中央政府当局が「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」を発表● 同計画のもと、インフラの相互連携強化やイノベーション力の引き上げ、金融機能の強化などを通し、米ニューヨークやサンフランシスコ、東京等に比肩する国際的なベイエリアをめざす
2021年9月	● 中国中央政府当局が「前海深セン・香港現代サービス業合作区の改革開放の全面深化に関する方案」を交付。大湾区計画の新たな推進力として「横琴計画」と「前海計画」を発表。「横琴計画」は珠海市とマカオとの連携、「前海計画」は深セン市と香港の連携強化をめざす
2022年1月	● 前海国際人材港および前海深港国際法務区の正式開業
2023年8月	● 深セン市と香港の境界一帯で両地が共同開発する「河套深セン・香港テクノロジー・イノベーション協力区」について、深センサイドの発展計画を公布
2023年10月	● 「北部都会区アクション・アジェンダ2023」発表(深セン市と隣接する 香港・元朗区および北区を中心にした地域を4エリアに分け、それぞれ にテーマ・産業を設定した開発計画)
2023年11月	● 「数字湾区(デジタル・ベイエリア)建設に向けた3ヵ年行動プランを 発表。大湾区内にて地域をまたぐデータの流通を促進する方針を示す
2024年11月	● 深センと香港の境界である園区で構成される「河套深セン・香港テクノロジー・イノベーション協力区」の香港サイドの計画を発表

大湾区対象地域



(出所) 公開情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 香港政府は「サイエンスパーク」「サイバーポート」をベースに ユニコーン企業の育成を支援
 - イノベーション産業の成長を通したスマートシティの実現をめざす

香港政府

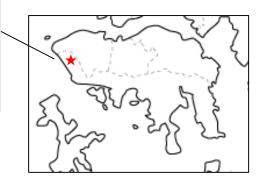
Science Park

- バイオ医薬、テクノロジー、エレトロニクス、グリー ンテクノロジー、ICT企業の研究開発拠点。イノベー ション産業の育成に向け、新たにHong Kong-Shenzhen Innovation and Technology Park Limited (HSITP) を 開発予定
 - ✓ 深圳、香港の両政府は2017年1月にMOU締結
 - ✓ 双方の境界線エリア(約87ha)にHSITPを開発へ
 - ✓ ロボット技術、バイオ医薬、スマートシティ、フィンテッ ク分野で4万人の就業を見込む
 - ✓ 若手企業家向けのメイカーズ・スペースや、周辺地域に入居 企業向け賃貸住宅や商業施設の建設も計画

Cyberport

- デジタル技術産業育成を目的に、フィンテック、EC、IoT /ウェアラブル、ビッグデータ/AI関連企業が入居。ス タートアップ支援やeスポーツ関連施設の整備も計画中
- インキュベーションプログラムやイベント開催、ネット ワーキングなど、スタートアップ企業が自由に活用できる コワーキング・スペースを完備

サイバーポートは香港島 の南西部に位置し、特に 政府が力をいれている フィンテック、eスポー ツ、保険関連のスタート アップの育成、支援を実



(出所) 香港政府公開情報、サイエンスパーク、サイバーポートウェブサイトより みずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

- 2024年3月に国家安全維持条例法案が可決。同月23日に施行された。政治面・経済面ともに香港 と中国本土との関係性はさらに緊密化しつつある
- 人口流出が懸念される香港だが、2023年末時点人口は750万人超と前年比で0.4%増加。新たに 香港に移住する中国本土居民が補填しており、今後も香港内の人口は新移民の流入により増加す る見通し

2024年における主な動き

時期	内容
2024年1月	● 香港金融管理局(HKMA)と中国人民銀行(中央銀行)が、香港と中国本土の金融協力を深めることを目的とした6つの政策を発表
2024年3月	● 国家安全維持条例法案が可決、同月23日に施行
2024年7月	● 中国の出入境管理局が香港、マカオの非中国籍永住権保 持者に対し、本土往来通行証(通称・回郷証)を発行す る旨を発表
2024年7月	● 香港政府「中国本土と香港経済貿易連携緊密化の取り決め(以下、CEPA)」のサービス貿易分野にかかる協議が実質的に妥結した旨を発表
2024年7月	● 中国本土からの来港者および来澳者に、免税上限額の引き上げを決定
2024年10月	● CEPAを構成する4分野の1つ「サービス貿易協定」の 第2改正議定書に署名。2025年3月1日に発効予定

香港人口推移予測(2021~2046年)





■常住居民* ■流動居民*

*常住居民:「統計時点の前6ヵ月または後6ヵ月以内の香港滞在期間が3ヵ月以上になる永久居民」

流動居民:統計時点以前の6ヵ月間に1ヵ月以上3ヵ月未満または以降の6ヵ月間に1ヵ月以上3ヵ月未満香港に滞在した者

(出所) 公開情報より みずほ銀行国際戦略情報作成

(出所) 香港人口推算(2021-2046) より みずほ銀行国際戦略情報作成

© 2025 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制す るものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証 するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製す ること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO